

火災予防上の命令を受けている防火対象物

松阪地区広域消防組合

消防機関が、立入検査により火災予防上の危険や消防法令違反を把握し、その改修等の命令を発した場合には、消防法に基づきその旨を公示しなければなりません。

松阪地区広域消防組合では、命令を行い公示している建築物等の所在地、名称等を利用者や近隣の方の安全のためにお知らせしています。

平成30年2月16日更新

項目	内容
防火対象物の所在地	松阪市飯高町宮前字中切278番1、279番1、281番2、281番3、281番4、282番2
防火対象物の名称	ファミリースーパーつるや宮前店
命令を受けた者	建物所有者 森本雅和
命令年月日	平成30年2月16日
命令の内容	1、平成30年6月16日までに建物全体に自動火災報知設備を設置すること。

項目	内容
防火対象物の所在地	松阪市市場庄町1105番地3
防火対象物の名称	宇野胃腸科内科医院
命令を受けた者	建物所有者 宇野伸郎
命令年月日	平成30年2月8日
命令の内容	1、平成30年5月8日までに建物全体に自動火災報知設備を設置すること。

項目	内容
防火対象物の所在地	松阪市飯南町粥見3761番地3
防火対象物の名称	高光館
命令を受けた者	建物所有者 千原恒男、千原宏晴
命令年月日	平成29年11月9日
命令の内容	1、平成30年2月9日までに建物全体に自動火災報知設備を設置すること。